

公共交通の利便性向上検討会議設置要綱

(目的)

第1条 埼玉県内の公共交通の更なる利便性向上策を検討するため、公共交通の利便性向上検討会議（以下、「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会議は、次の内容について検討する。

- (1) 公共交通の利便性向上策に関する事
- (2) その他、交通利便性の向上に関し必要と認める事項に関する事

(構成員)

第3条 検討会議の委員は、次の各号に掲げる者のうちから知事が選任する。

- (1) 交通政策、都市計画等に優れた見識を有する者
- (2) 県職員

2 委員の任期は、1年以内とする。

(委員長)

第4条 検討会議に委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は必要があると認められるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。
- 3 委員長に事故あるときは、予め委員長が指名する委員が委員長を代行する。

(検討会議)

第5条 検討会議は委員長が招集し、主宰する。

- 2 検討会議の議事及び検討内容は原則公開とする。ただし、検討会議が公開しない旨を決定したときは、この限りではない。
- 3 検討会議は、必要があると認められたときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見を聞くことができる。

(事務局)

第6条 検討会議に事務局を置き、その事務は、埼玉県企画財政部交通政策課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は別に定める。

附則 この要綱は、令和2年5月8日から施行する。